

第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要と 指定開発行為者の見解

第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 条例準備書の縦覧等

(1) 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

本事業に係る条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所は表10-1に示すとおり、令和6年4月12日から令和6年5月27日までの46日間、川崎市役所（川崎市環境局環境対策部環境評価課）、川崎区役所、川崎区役所大師支所にて縦覧された。

表10-1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和6年4月12日（水）～令和6年5月27日（月）[46日間]
縦覧場所	川崎市役所（川崎市環境局環境対策部環境評価課）、川崎区役所、川崎区役所大師支所

(2) 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、市条例第48号）第20条第1項の規定に基づき、条例準備書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法は、表10-2に示すとおりである。

表10-2 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	平成29年4月24日（水） 15:00～15:45	平成29年4月24日（水） 18:00～18:35
場 所	川崎マリエン 研修室（交流棟4階） （川崎市川崎区東扇島38番1号）	
参加人数 （来場者数）	20人	2人
説明会開催の 周知方法	・「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る「条例環境影響評価準備書」に関する説明会開催のご案内」を東扇島の一部及び千鳥町に1回目（4/12, 4/13）と2回目（4/19）に分けて配布した。	
条例準備書の 内容の周知方法	・説明会出席者に対し、条例環境影響評価準備書を基に作成した説明用スライドを用いて説明した。 ・「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書のあらまし」を資料として配布した。	

(3) 意見書の提出数

1名、1通

2 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

本章では、条例準備書に対する市民意見等とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解をまとめており、その記載例は以下に示すとおりである。

市民意見等の内容は各項目に分類して掲載し、原文のまま記載しているが、一部固有名詞については非表示とした。

なお、意見書全文は、参考（p. 423～424）に示すとおりである。

【記載例】

(1) ○○○○について

(1) ○○○○について	
この欄には、意見書の内容を項目ごとに分類した項目名を記載しました。	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
【意見書No.○】 ○○○が考えられるため、○○○を望む。 ○○○されると、○○○のようなことはないのででしょうか。 ○○○はどうなるのか。もし○○○できなければ問題が生じる。	○○○する計画となっております。 ○○○を行う等により、○○○に努める計画です。 本事業では、○○○を考慮して評価を行なっております。○○○において、○○○と予測しています。
この欄には、上記の分類に該当する意見を記載しました。 意見書1通に複数の意見がある場合は、 【意見書No.○-1】 のように枝番号を記載しました。	この欄には、意見に対する指定開発行為者の見解（考え方）を記載しました。

(1) 環境影響評価について

①地球環境（温室効果ガス）	
ア 二酸化炭素排出量について	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
ア 二酸化炭素排出量について	
【意見書No.1-1-1】 ・ 供用時における二酸化炭素排出量は、約15,804t - CO₂/年とされているが、現在[]で計画中の[]物流センターと比べ、容積対象のべ面積が62%と小さいにもかかわらず、同排出量は約3倍も多い。	二酸化炭素排出量については、「川崎市環境影響評価等技術指針〔解説付〕」に示された予測方法のうち、「原単位を基に算出する方法」で予測しました。 原単位として、本事業では一次エネルギー消費量の原単位を用いましたが、意見書で言及されている物流センターでは最終エネルギー消費量の原単位を用いており、異なる原単位を使用しているため、排出量を単純に比較することはできません。 本事業で用いた原単位は、東京都の一定規模以上の建築物を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の実績として公表されている「東京都★省エネカルテ」に記載の物流用途の建築物の一次エネルギー消費原単位（2021年度の値）です（条例評価書p. 96、104参照）。本原単位は、温室効果ガス排出量の算定を目的に作成された原単位であり、本事業の予測に用いることは妥当であると考えます。
【意見書No.1-1-2】 ・ 「地球沸騰化の時代」を迎え、二酸化炭素の排出をいま以上に増加させるべきではない。従って、化石燃料消費に依存することをやめ、自然再生エネルギーを用いた計画に特化すること、太陽光パネルの設置や電気自動車の運用など追求・徹底すべきです。	本事業では、二酸化炭素の排出量を抑制するために、太陽光パネルの設置、電気自動車の太陽光発電の電力を活用した充電設備の設置等の環境保全のための措置を講じる計画としています（条例評価書p. 105参照）。 本事業の実施にあたっては、温室効果ガスの排出削減のため、条例評価書に記載した環境保全のための措置を確実に実施して参ります。

② 大気（大気質） ア 環境保全目標について イ 微小粒子状物質について	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
ア 環境保全目標について	
【意見書No.1-3】 環境保全目標については、川崎市域において開発行為を実施する者はすべて環境基準でなく環境目標値を採用すべきです。環境基準はナショナルミニマムであり、全国平均以上に大気汚染が深刻な地域では、環境目標値が達成されていないと住民の生命と健康は守れないからである。 二酸化窒素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質について、大師測定局及び池上新田公園測定局の令和3年度の測定結果が掲載されている。いずれも、環境基準（NO₂は上限値）が達成されているが、二酸化窒素の環境目標値（日0.02ppm）は全局未達成である。浮遊粒子状物質の環境目標値（年0.0125mg/m³）は、一般・自排5局が未達成である。微小粒子状物質については、世界的に基準を厳しく見直す傾向にある。	大気質の将来濃度は、バックグラウンド濃度に、本事業による付加濃度を合成して予測します。 現状の二酸化窒素のバックグラウンド濃度は、「川崎市環境基本条例」の規定に基づく「環境目標値」を達成できていないことから、「環境目標値」を環境保全目標として設定するのはふさわしくないと考えます。 環境保全目標は、「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」に基づき、地域環境管理計画に掲げる地域別環境保全水準を参考に、「環境基準を超えないこと」等と設定しました。
イ 微小粒子状物質について	
【意見書No.1-4】 大気質に係る調査及び予測は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質のみとなっているが、何故微小粒子状物質（PM_{2.5}）を取り上げないのか。健康被害の大きな原因物質の一つである。しかも、環境基準が設定されて15年になろうとしているのに、予測評価もしないのは法治国家としてもおかしい。	微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないことから、環境影響評価項目として選定しておりません（条例評価書p.85参照）。 なお、最寄りの測定局である大師測定局（一般環境大気測定局）、池上測定局（自動車排出ガス測定局）における微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成28年度（2016年度）以降、毎年、環境基準を達成しており、経年変化も減少傾向を示しています。（条例評価書p.63参照）

① 緑（緑の質・緑の量） ア 生態系保全について	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
ア 生態系保全について	
【意見書No.1-5】 緑の質や量は、生態系保全の要である。見た目だけでなく、小鳥が食べる実の成る樹木を沢山植樹するなどして、東扇島が鳥類にとって生きやすい場所にすべきだ。	今後、緑化計画の詳細検討を進める中で、鳥類等をはじめとする生き物の生息に適した環境を創出するよう努めて参ります。

(2) 環境配慮項目について

① 環境配慮項目について ア 地球温暖化、酸性雨	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
【意見書No.1-6】 環境配慮項目として、地球温暖化対策や酸性雨が選定されている。そうであるなら、事後調査として年４回程度、CO₂や雨水の測定を行い推移を見守ってもらいたい。	「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」によると、「事後調査は予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全のための措置を講ずるとともに、事業者自らの適正な事業の実施、市による適切な指導及び今後の予測評価技術の向上に資すること」を目的としており、予測評価を実施していない環境配慮項目は事後調査の対象となりません。 また、単一の事業で実施する地球温暖化対策や酸性雨に対する環境配慮の効果を、CO₂や雨水の測定によって検証することは難しいと考えます。

(3) 事業計画について

① 交通計画	
ア ルート別交通量について	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
ア ルート別交通量について	
【意見書No.1-2-1】 交通計画には、まだ未確定の要素が含まれているようだが、少なくともルートごとの交通量を示してもらわないと環境影響評価ができないのではないかと。周辺交通量と本計画により発生する交通量の比較をすべきです。	ルートごとの「周辺交通量（将来基礎交通量）」と「本事業により発生する交通量（工事用車両交通量、施設関連車両交通量）」は、大気質、騒音、振動、地域交通の予測条件として、条例準備書に整理しています。 大気、騒音、振動の予測地点における断面交通量は、「将来基礎交通量」3,738～5,915 台/日に対して「工事用車両交通量」は263～390 台/日（条例評価書 p.143 参照）、「関連車両交通量」は1,485～2,200 台/日（条例評価書 p.158 参照）です。 また、地域交通の予測地点におけるピーク時間帯の交差点流入交通量は、工事中の「将来基礎交通量」484～2,021 台/時に対する「工事用車両交通量」は36 台/時（条例評価書 p.378 参照）、供用時の「将来基礎交通量」484～2,021 台/時に対する「施設関連車両交通量」は160～210 台/時（条例評価書 p.385 参照）です。
【意見書No.1-2-2】 施設関連車両の走行は、産業道路より南側の区域と考えてよいのかどうか。	施設関連車両は産業道路より北側の区域も走行します。 本編に記載した施設関連車両の走行ルート（条例評価書 p.21 参照）は、基本的に、関係地域（条例評価書 p.416 参照）及び川崎港臨港道路東扇島水江町線（開通後に施設関連車両の走行を計画）について図示しました。 産業道路より北側の地域交通の現況調査結果及び予測結果は、参考として、条例評価書資料編 p.197 以降に示しています。 なお、関係地域は「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）の考え方にに基づき設定しました。

(4) その他

① 環境影響評価手続について	
ア 川崎市の環境影響評価306番との関係	
市民意見等の内容	指定開発行為者の見解
ア 川崎市の環境影響評価306番との関係	
【意見書No.1-7】 ・ 川崎市の環境影響評価手続実施一覧を見ると、今回の計画と同一名称の「東扇島物流施設建設計画」が306番としてある。しかも、開発場所も指定開発行為者もほぼ同じであり、条例評価書も作られている。もしこれが、市環境影響評価条例第33条の「手続きの再実施」に該当するケースに該当するものであるならば、その経緯と再実施の理由、特に今回の計画が環境影響面において優位となっている事情等を具体的に示してもらいたい。	川崎市環境影響評価条例に基づく「306（仮称）東扇島物流施設計画」の手続では、A敷地とB敷地の2敷地での事業を計画しており、平成30年6月に環境影響評価書を提出しています。その後、B敷地の施工期間や事業計画を全体的に見直すこととなったため、令和5年6月の変更届で、計画地をA敷地のみに変更しました。A敷地は令和5年3月に竣工しています。本事業の計画地は、この「306（仮称）東扇島物流施設計画」のB敷地に該当します。変更届により計画地から除かれたため、新たに環境影響評価手続を実施したものであり、川崎市環境影響評価条例第33条の手続の再実施のケースには該当しません。 なお、本事業では、設備機器等の環境性能の向上を受け、それらの機器の設置や、電気自動車トラックの普及を目指した充電設備の設置などを計画しています。

<参考：意見書全文>

【意見書No.1-1】

（指定開発行為者の見解は p. 419 参照）

供用時における二酸化炭素排出量は、約 15,804t - CO₂/年とされているが、現在○○○○○で計画中の●●●●●物流センターと比べ、容積対象のべ面積が62%と小さいにもかかわらず、同排出量は約3倍も多い。
「地球沸騰化の時代」を迎え、二酸化炭素の排出をいま以上に増加させるべきではない。従って、化石燃料消費に依存することをやめ、自然再生エネルギーを用いた計画に特化すること、太陽光パネルの設置や電気自動車の運用など追求・徹底すべきです。

【意見書No.1-2】

（指定開発行為者の見解は p. 422 参照）

交通計画には、まだ未確定の要素が含まれているようだが、少なくともルートごとの交通量を示してもらわないと環境影響評価ができないのではないか。周辺交通量と本計画により発生する交通量の比較をすべきです。
施設関連車両の走行は、産業道路より南側の区域と考えてよいのかどうか。

【意見書No.1-3】

(指定開発行為者の見解は p. 420 参照)

環境保全目標については、川崎市域において開発行為を実施する者はすべて環境基準でなく環境目標値を採用すべきです。環境基準はナショナルミニマムであり、全国平均以上に大気汚染が深刻な地域では、環境目標値が達成されていないと住民の生命と健康は守れないからである。

二酸化窒素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質について、大師測定局及び池上新田公園測定局の令和 3 年度の測定結果が掲載されている。いずれも、環境基準(NO_2 は上限値)が達成されているが、二酸化窒素の環境目標値(日 0.02ppm)は全局未達成である。浮遊粒子状物質の環境目標値(年 0.0125mg/m³)は、一般・自排 5 局が未達成である。微小粒子状物質については、世界的に基準を厳しく見直す傾向にある。

【意見書No.1-4】

(指定開発行為者の見解は p. 420 参照)

大気質に係る調査及び予測は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質のみとなっているが、何故微小粒子状物質(PM2.5)を取り上げないのか。健康被害の大きな原因物質の一つである。しかも、環境基準が設定されて 15 年になろうとしているのに、予測評価もしないのは法治国家としてもおかしい。

【意見書No.1-5】

(指定開発行為者の見解は p. 420 参照)

緑の質や量は、生態系保全の要である。見た目だけでなく、小鳥が食べる実の成る樹木を沢山植樹するなどして、東扇島が鳥類にとって生きやすい場所にすべきだ。

【意見書No.1-6】

(指定開発行為者の見解は p. 421 参照)

環境配慮項目として、地球温暖化対策や酸性雨が選定されている。そうであるなら、事後調査として年 4 回程度、CO₂ や雨水の測定を行い推移を見守ってもらいたい。

【意見書No.1-7】

(指定開発行為者の見解は p. 423 参照)

川崎市の環境影響評価手続実施一覧を見ると、今回の計画と同一名称の「東扇島物流施設建設計画」が 306 番としてある。しかも、開発場所も指定開発行為者もほぼ同じであり、条例評価書も作られている。もしこれが、市環境影響評価条例第 33 条の「手続きの再実施」に該当するケースに該当するものであるならば、その経緯と再実施の理由、特に今回の計画が環境影響面において優位となっている事情等を具体的に示してもらいたい。

第11章 条例準備書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

（仮称）東扇島物流施設計画に係る条例審査書は、令和7年1月27日に川崎市より送付を受けた。

条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容は、表11-1(1)～(7)に示すとおりである。

表11-1(1) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例準備書に対する審査結果
(1) 全般的事項		本指定開発行為は、物流施設の建設であり、①工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、<u>条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。</u> また、②工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、<u>環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。</u>
(2) 環境影響評価項目に関する事項	ア 温室効果ガス	脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、①周辺環境に配慮しつつ太陽光発電設備等の積極的な導入を図るとともに、<u>計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。</u>
	イ 大気質	物流施設であり多くの施設関連車両の走行が見込まれることから、①大気環境への影響を低減するため、<u>条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</u>
	ウ 土壌汚染	<u>土壌汚染が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、土壌調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。</u>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①本事業の実施にあたっては、環境上の配慮として、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守します。	—	—
②工事着手前に周辺事業所に対して工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ります。	—	—
①脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取り組みが求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策として、太陽光発電設備等の積極的な導入を含め、環境上の配慮として、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施します。	—	—
①本事業の実施にあたっては、環境上の配慮として、大気環境への影響を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を確実に実施します。	—	—
①土壌汚染が確認された場合には条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、土壌調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議及び指導に基づき、適切に対応いたします。	—	—

表11-1(2) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例準備書に対する審査結果
(2) 環 境 影 響 評 価 項 目 に 関 する 事 項	エ 騒音	<u>①駐車場利用、施設関連車両の走行及び冷暖房施設の設置による騒音が環境保全目標を超えていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、②工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。</u>
	オ 振動	<u>①工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について工事着手前に周辺住民等へ周知すること。</u>
	カ 廃棄物等 (産業廃棄物、建設発生土) (ア) 産業廃棄物	<u>①石綿含有建材等の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</u>
	(イ) 建設発生土	<u>①処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。</u>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①本事業の実施にあたっては、環境上の配慮として、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施します。	—	—
②工事着手前に周辺事業所に対して工事説明等を行い、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間帯等について周知を図ります。	—	—
①工事着手前に周辺事業所に対して工事説明等を行い、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間帯等について周知を図ります。	—	—
①石綿含有建材の使用が確認された場合には、環境上の配慮として、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施します。	—	—
①処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、審査書指摘事項報告書としてその実施内容を市に報告します。	—	—

表11-1(3) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例準備書に対する審査結果
(2) 環境影響評価項目に関する事項	キ 緑（緑の質、緑の量） （ア）緑の質 ①植栽予定樹種の選定においては、生態系への影響、環境適合性を踏まえて再度検討するとともに、②維持管理計画については、植栽の生育状況を踏まえてその時期と頻度を検討すること。 また③自主管理緑地についてはマウンド（土塁）の造成を検討するとともに、整備方針を条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）で明らかにすること。 ④樹木等の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木等の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。
	（イ）緑の量 ①新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。
	ク 景観 （景観、圧迫感） ①建物の形状、外観の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①緑化計画の詳細設計にあたっては、条例準備書に記載した植栽予定樹種のほかにも、鳥が好む実のなる木を取り入れるなど、複数の樹種を組み合わせる計画です。植栽予定樹種の選定においては、特定外来生物種の回避の観点、動物の生息環境としての観点、環境適合性を踏まえて検討します。	第1章 指定開発行為の概要 4 (6)①緑化計画 【条例準備書 p. 16～18】	主な植栽予定樹種に、鳥が好む実のなる木を追加しました。 特定外来生物種に該当するおそれのある種を変更しました。 【条例評価書 p. 16～18】
	第4章 環境影響評価 6 6.1 緑の質 (1)④エ 植栽予定樹種 (3)予測及び評価 【条例準備書 p. 269、275～280、393】	調査結果、予測及び評価に反映しました。 【条例評価書 p. 269、275～280、393】
②維持管理計画については、草刈り・除草を、条例準備書で記載した年1回を、年2回に変更しました。 また、維持管理計画の時期と頻度は、供用後の植栽の生育状況を踏まえ、必要に応じ検討いたします。	第1章 指定開発行為の概要 4 (6)③維持管理計画 【条例準備書 p. 19】	維持管理計画については、草刈り・除草を、条例準備書で記載した年1回を、年2回に変更しました。 【条例評価書 p. 19】
③自主管理緑地についてはマウンド（土塁）を形成する方針であることや、隣接した緑道の樹種や環境適合性を踏まえた整備方針を条例評価書に記載しました。	第1章 指定開発行為の概要 4 (6)①緑化計画 【条例準備書 p. 16～18】	自主管理緑地にマウンドを形成する方針であること、植栽予定樹種、整備方針を記載しました。 【条例評価書 p. 16～18】
	第4章 環境影響評価 6 6.1 緑の質 (1)④エ 植栽予定樹種 (3)予測及び評価 【条例準備書 p. 269、275～280、393、406】	調査結果、予測及び評価に反映しました。 【条例評価書 p. 269、275、～280、393、406】
④樹木等の植栽に当たっては、植栽予定樹種の特性を踏まえて、植栽時期、養生等について十分配慮いたします。また、植栽基盤の整備にあたっては、樹木等の育成を支える十分な土壌厚の確保について、川崎市関係部署と協議を行います。	—	—
①新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めます。	—	—
①建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画の臨海部ゾーンの景観形成方針を踏まえ、川崎市関係部署と協議します。	—	—

表11-1 (4) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例準備書に対する審査結果
(2) 環 境 影 響 評 価 項 目 に 関 す る 事 項	ケ 日照障害	①日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について <u>住民等に説明すること。</u>
	コ テレビ受信障害	①障害が発生したときの問合せ窓口を周辺住民等に明らかにし、 <u>その対策については確実に実施すること。</u>
	サ 風害	①風環境の予測における予測条件として、予測評価のプロセスと その指標について条例評価書で明らかにすること。 また、②計画地周辺の風環境においては、改めて全風向の風速比 のデータを含めて予測結果を整理し、その内容を踏まえて適切に評 価を行うこと。

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①本事業の計画建築物による日影の影響の程度は、条例準備書の説明会において住民等に説明していますが、周辺事業所から日影に関する問合せ等があった場合には、本事業の計画建築物による日影の影響の程度を説明し、ご理解を頂けるよう努めます。	—	—
①障害が発生した時の問合せ窓口を周辺事業所に明らかにします。また、本事業の実施にあたっては、環境上の配慮として、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施します。	—	—
①風環境の予測における予測条件として、予測評価における数値流体力学（CFD）の解析プロセスを、条例評価書に記載しました。 また、風環境の指標としては、条例準備書「4.8 風害(3)①ア(エ)予測条件 f 風環境評価」(p. 347)に示したとおり、複雑な風環境を総合的に表す尺度として信頼性の観点から、一般的に用いられている「日最大瞬間風速の超過頻度に基づく風環境評価尺度」（「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究－市街地低層部における風の性状と風環境評価に関する研究-Ⅲ-」（村上周三他、昭和 58 年 3 月、日本建築学会論文報告集 325 号））を用いました。 予測、評価については、考え方を見直し、建設前、建設後ともにランク外の範囲が多く、ランクに大きな変化が見られないのは、臨海部という地域特性によるものであること、建設前、建設後ともに、臨海部という地域特性を踏まえた土地利用が行われている地域であること、建設後の風環境は建設前と概ね同様であることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼすものではないと考えられることを記載しました。	第 4 章 8 8.3 風害 (3)①ア(エ) c 解析条件および計算格子 【条例準備書 p. 343】	数値流体力学（CFD）の解析領域を約 2500 万要素のメッシュ分割としたことから、定常型 RANS では収束解を得ることが難しいため、非定常型 RANS を採用したこと、解析時間は助走計算 300sec、統計計算 600sec の 900sec であり、統計計算で得られた平均値を用いたことを、記載しました。 【条例評価書 p. 343】
	第 4 章 8 8.3 風害 (3)① ア(オ)a(a)風環境評価 ウ 評価 【条例準備書 p. 348、354、p. 408】	地域特性と土地利用を踏まえて、予測、評価を見直しました。 【条例評価書 p. 348、354、p. 408】
②全風向の風速比の予測結果を条例評価書及び資料編に追加し、主風向以外の風速比の変化の傾向は、主風向における変化の傾向と概ね同様であることを追記しました。また、予測結果を評価に反映しました。	第 4 章 8 8.3 風害 (3)① ア(オ)a(b)主風向における風向風速比の変化の程度 ウ 評価 【条例準備書 p. 348、354、p. 408】	全風向の風速比の予測結果を整理し、条例評価書及び資料編に追加しました。また、予測結果を評価に反映しました。 【条例評価書 p. 348、354、p. 408、資料編 p. 115～130】

表11-1 (5) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例準備書に対する審査結果
(2) 環境影響評価項目に関する事項	シ 地域交通 (交通安全、交通混雑)	①<u>将来の交通混雑度が1.0に近い地点があることから、条例準備書に記載した、環境保全のための措置を徹底すること。</u> ②<u>工事用車両の方面別車両配分については、周辺の交通状況を踏まえて再度検討すること。</u> ③<u>工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。</u>
	ス その他	①<u>本事業はマルチテナント型の物流施設として計画されていることから、入居する各テナントに条例準備書等の内容を伝えるとともに、各テナントに対して環境影響の低減に努めるよう働きかけること。</u>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①本事業の実施にあたっては、環境上の配慮として、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施します。	—	—
②工事用車両の走行経路について、交通混雑度の高い予測地点Ⅲ（東扇島二号・東扇島中央）の断面Aを使用しない走行経路の代替案を設定し、予測結果を条例評価書に記載しました。 東扇島内での走行経路を変更する代替案1及び代替案2については、交差点需要率は増加し、交通混雑度の最大値はやや減少する結果となりました。走行経路を高速湾岸線から産業道路に変更する代替案3については、交差点需要率及び交通混雑度の最大値ともに減少する結果となりました。 しかし、いずれの代替案についても交差点需要率や交通混雑度に大きな余裕があるわけではなく、交通混雑の状況は時間帯や周囲の状況によって変化することから、代替案を採用することがよいとは一概に言えません。このため、走行経路の選択は、現場で行うこととし、その判断資料として、評価書における交差点の滞留長・渋滞長の調査結果（資料編 p. 159～168）を施工業者と共有します。また、リアルタイムの交通情報提供アプリの活用を提案します。	—	交通混雑度低減策の検討として、工事用車両の走行経路の代替案を設定し、交差点需要率と交通混雑度の予測結果を記載しました。 【条例評価書資料編 p. 365～372】
	第4章 9 9.1 交通安全、交通混雑 (3)① イ環境保全のための措置 【条例準備書 p. 381、395】	交通混雑の状況は時間帯や周囲の状況によって変化することから、走行経路の選択の判断資料として、交差点の滞留長・渋滞長の調査結果を施工業者と共有すること、リアルタイムの交通情報提供アプリの活用を提案することを、追加しました。 【条例評価書 p. 381、395】
③工事着手前に周辺事業所に対して工事説明等を行い、交通安全対策、問合せ窓口等について周知を図ります。	—	—
① 入居する各テナントに、条例準備書の内容を周知し、環境影響の低減に努めるよう依頼します。	—	—

表11-1 (6) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例準備書に対する審査結果
(3) 環境配慮項目に関する事項	<u>①条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。</u>
(4) 事後調査に関する事項	事後調査については、工事中の「土壌汚染」、「廃棄物等（産業廃棄物）」及び供用時の「緑（緑の質）」、「地域交通（交通混雑）」を行うこととしているが、<u>①条例準備書等に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえて計画的な調査を行うこと。</u> また、<u>②調査結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。</u>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置について積極的に取り組み、審査書指摘事項報告書としてその実施内容を市に報告します。	—	—
①工事中の「土壌汚染」、「廃棄物等（産業廃棄物）」については、条例準備書に記載した事後調査の内容にしたがって、計画的に事後調査を行います。 供用時の「緑（緑の質）」については、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項での指摘を踏まえ、緑の構成について、特定外来生物種の回避の観点、動物の生息環境としての観点、環境適合性について整理する計画とします。また、自主管理緑地でのマウンド（土塁）の形成についても調査内容に含め、計画的に事後調査を行います。 供用時の「地域交通（交通混雑）」については、事後調査に関する事項での指摘を踏まえた事後調査の内容にしたがって、計画的に事後調査を行います。	第8章 事後調査の計画 3(2) ①緑の質 【条例準備書 p. 412】	事後調査の調査項目に自主管理緑地でのマウンド（土塁）の形成の状況を追加しました。 また、緑の構成の調査方法に、特定外来生物種の回避の観点、動物の生息環境としての観点、環境適合性の観点から整理することを追加しました。 【条例評価書 p. 412】
②事後調査の結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡いたします。また、生活環境を保全するための適切な措置を検討いたします。	第8章 事後調査の計画 4 事後調査報告書の提出時期 【条例準備書 p. 413】	調査結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずることを追記しました。 【条例評価書 p. 414】

表11-1 (7) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例準備書に対する審査結果
(4) 事後調査に関する事項 ア 地域交通（交通混雑）	地域交通（交通混雑）の環境影響評価では、生活環境の保全に著しい支障はないものと評価しているが、<u>①施設関連車両による交通混雑については、地域の交通状況の変化、海運輸送の実施等による予測の不確実性があることから、②条例準備書に記載した事後調査を行った際には、その結果に応じて走行経路を適切に設定すること。</u> また、<u>③想定している従業員の通勤車両台数を条例評価書において明らかにするとともに、④交通混雑の事後調査においては、送迎バスや公共交通機関の利用による通勤車両台数の削減効果を明らかにすること。</u>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①施設関連車両による交通混雑については、地域の交通状況の変化、海運輸送の実施等による予測の不確実性があることから、供用時の「地域交通（交通混雑）」の事後調査計画の調査項目に、海運輸送の利用状況を追加しました。	第8章 事後調査の計画 3(2) ②地域交通 【条例準備書 p. 413】	事後調査の調査項目に、海運輸送の利用状況を追加し、調査方法についても記載しました。 【条例評価書 p. 413】
②施設関連車両による交通混雑の状況について、条例評価書に記載のとおり、把握した交通量等の事後調査結果をもとに、各交差点の交差点需要率及び交通混雑度を把握します。また、その結果が予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、その対策として、事後調査で把握した交通量をもとに、影響の低減を図る走行経路を検討し、推奨ルートとして、テナントに周知します。 しかし交通混雑の状況は時間帯や周囲の状況によって変化することから、走行経路の選択は、現場で行うこととし、その判断資料として、事後調査実施前から、評価書における交差点の滞留長・渋滞長の調査結果（資料編 p. 159～168）をテナントと共有します。事後調査実施後は、交差点の滞留長・渋滞長の調査結果をテナントと共有します。 また、リアルタイムの交通情報提供アプリの活用を提案します。 なお、参考として、施設関連車両の走行経路について、交通混雑度の高い予測地点Ⅲ（東扇島二号・東扇島中央）の断面Aを使用しない走行経路の代替案を設定し、予測条件として設定した施設関連車両台数を用いて予測した結果を条例評価書に記載しました。	第8章 事後調査の計画 3(2) ②地域交通 【条例準備書 p. 413】	事後調査の調査方法に、事後調査で把握した交通量等をもとに、各交差点の交差点需要率及び交通混雑度を把握すること、その結果に応じ、影響の低減を図る走行経路を検討し、推奨ルートとして、テナントに周知することを追加しました。 【条例評価書 p. 413】
	第4章 9 9.1 交通安全、交通混雑 (3) ② イ環境保全のための措置 【条例準備書 p. 388、395】	交通混雑の状況は時間帯や周囲の状況によって変化することから、走行経路の選択の判断資料として、交差点の滞留長・渋滞長の調査結果をテナントと共有すること、リアルタイムの交通情報提供アプリの活用を提案することを、追加しました。 【条例評価書 p. 388、395】
	—	参考として、施設関連車両の走行経路の代替案を設定し、予測条件とした設定した施設関連車両台数を用いた交差点需要率と交通混雑度の予測結果を記載しました。 【条例評価書資料編 p. 373～380】
③条例評価書において、施設関連車両のうち、想定している従業員の通勤車両台数を明らかにしました。	第1章 指定開発行為の概要 4(7) 交通計画 【条例準備書 p. 20】	施設関連車両のうち、想定している従業員の通勤車両台数を追加しました。 【条例評価書 p. 20】
④施設関連車両による交通混雑の事後調査項目に、通勤車両台数、通勤者数及び通勤手段を追加し、送迎バス、公共交通機関による通勤車両台数の削減効果を検証します。	第8章 事後調査の計画 3(2) ②地域交通 【条例準備書 p. 413】	事後調査の調査項目に、通勤車両台数、通勤者数及び通勤手段を追加し、調査方法についても記載しました。 【条例評価書 p. 413】

第12章 その他

第12章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類は、表12-1に示すとおりである。

表12-1 指定開発行為の実施に必要な主な許認可等の種類

根拠法令	許認可等の種類
港湾法第 37 条	港湾区域内の工事等の許可
建築基準法第 6 条	建築物の建築等に関する申請及び確認
景観法第 16 条	建築物の新築の届出

2 条例評価書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地

(1) 条例評価書の作成者

名 称：R W東扇島特定目的会社

代 表 者：取締役 田 淵 安春

所 在 地：東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号

(2) 業務受託者

名 称：株式会社ポリテック・エイディディ

代 表 者：代表取締役社長 望月 宣典

所 在 地：東京都中央区新富一丁目18番 8 号

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

名 称：E S R株式会社

所 在 地：東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

電話番号：03-4578-7121

4 参考とした資料の目録

- ・「川崎市交通環境配慮行動メニュー」（令和4年3月、川崎市環境局）
- ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）
- ・「川崎市緑化指針」（2022年（令和4年）2月一部改正、川崎市）
- ・「川崎市景観計画」（2018（平成30）年12月改定、川崎市）
- ・「『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画」（2012（平成24）年6月、川崎市）
- ・「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）
- ・「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省）
- ・「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ令和5年12月閲覧）
- ・「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁ホームページ令和5年12月閲覧）
- ・「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ令和5年12月閲覧）
- ・「令和3年度 水質年報」（令和5年（2023年）3月、川崎市）
- ・「川崎市町丁別世帯数・人口（住民基本台帳人口による）ー令和5年3月末日現在ー」（川崎市ホームページ令和5年12月閲覧）
- ・「川崎市の経済ー令和3年経済センサスー活動調査結果（確報）ー」（令和6年（2024）年2月、川崎市）
- ・「川崎市都市計画情報インターネット提供サービス」（令和5年9月閲覧、川崎市ホームページ令和6年2月閲覧）
- ・「土地利用現況図（川崎市）平成27年度 川崎市都市計画基礎調査」（平成31年3月、川崎市）
- ・「道路交通センサス平成22、27年度、令和3年度一般交通量調査 調査結果」（川崎市ホームページ）
- ・「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）
- ・「かわさき市バスマップ（エリア1 川崎区・一部幸区）」（川崎市交通局ホームページ令和5年12月閲覧）
- ・「バス路線案内 東扇島」（横浜シティエターミナルホームページ令和5年12月閲覧）
- ・「令和4（2022）年度 環境局事業概要 ー公害編ー 令和3（2021）年度の取組」（令和5（2023）年3月、川崎市）
- ・「かわさき生活ガイド」（令和4年8月、川崎市）
- ・「川崎市公園・緑地等位置図（令和3年版）」（令和4年1月現在、川崎市建設緑政局）
- ・「東京湾水質調査報告書（平成29年度）2017」（平成31年3月、東京湾岸自治体環境保全会議）
- ・「平成29年度 水質年報」（平成31年（2019年）2月、川崎市）
- ・「平成30年度 水質年報」（令和元年（2019年）12月、川崎市）
- ・「令和元年度 水質年報」（令和3年（2021年）2月、川崎市）

- ・「令和２年度 水質年報」（令和４年(2022年)３月、川崎市）
- ・「2021年度版 環境基本計画年次報告書」（2022年１月、川崎市）
- ・「地盤情報 市内の標高（川崎区経年成果（平成23年度以降））」（川崎市環境局ホームページ令和６年２月閲覧）
- ・「ガイドマップかわさき 公共水準点情報」（川崎市ホームページ令和５年12月閲覧）
- ・「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」（令和３年８月改定、川崎市）
- ・「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)R4年度実績 R5.12.22環境省・経済産業省公表」（環境省ホームページ令和６年１月閲覧）
- ・「熱供給事業便覧 令和４年版」（令和４年３月、(一社)日本熱供給事業協会）
- ・「東京都★省エネカルテ（2021年度実績）」（東京都環境局ホームページ令和６年２月閲覧）
- ・「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル 開発事業地球温暖化対策計画書制度」（平成22年３月、川崎市）
- ・「地球温暖化対策計画」（令和３年10月、閣議決定）
- ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（令和４年３月、川崎市）
- ・「令和３(2021)年度 環境局事業概要 一公害編― 令和２(2020)年度の取組」（令和４(2021)年２月、川崎市）
- ・「地上気象観測指針」（平成14年３月、気象庁）
- ・「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）
- ・「土木技術資料（第42巻、第１号）」（平成12年１月、建設省土木研究所）
- ・「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ）
- ・「川崎港の歴史―江戸時代から続く埋立ての大成―」（川崎市ホームページ令和６年２月閲覧）
- ・「土壌汚染関連情報 土壌汚染に関する区域指定について」（川崎市ホームページ令和６年２月閲覧）
- ・「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年３月、国土交通省国土技術政策研究所 独立行政法人土木研究所）
- ・「令和５年度版 建設機械等損料表」（令和５年５月、(一社)日本建設機械施工協会）
- ・「国土技術政策総合研究所資料 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成22年度版）」（平成24年２月、国土交通省 国土技術政策総合研究所）
- ・「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」（平成20年、(社)日本音響学会）
- ・「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック 第３版」（平成13年２月、(社)日本建設機械化協会）

- ・「地域の音環境計画」（平成9年4月、(社)日本騒音制御工学会）
- ・「道路環境整備マニュアル」（平成元年1月、(社)日本道路協会）
- ・「建設作業振動対策マニュアル」（平成6年4月、(社)日本建設機械化協会）
- ・「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」（昭和54年10月、建設省土木研究所）
- ・「地域の環境振動」（平成13年3月、(社)日本騒音制御工学会）
- ・「川崎市産業廃棄物処理指導計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）」（令和4（2022）年3月、川崎市）
- ・「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月、環境省）
- ・「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）
- ・「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省）
- ・「建設廃棄物の適正管理の手引き」（令和4年3月、川崎市）
- ・「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（平成16年3月、(社)建築業協会環境委員会 副産物部会）
- ・「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成24年11月、(社)日本建設業連合会環境委員会 建築副産物専門部会）
- ・「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2022年」（令和2年4月、国立環境研究所）
- ・「平成30年度建設副産物実態調査結果」（平成30年3月、国土交通省）
- ・「造園施工管理 技術編（改訂25版）」（平成17年5月、(社)日本公園緑地協会）
- ・「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、(社)環境情報科学センター）
- ・「（仮称）東扇島物流施設計画に係る条例環境影響評価書」（平成30年6月、RW東扇島特定目的会社）
- ・「川崎市および周辺の植生－環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究－」（昭和56年3月、横浜植生学会）
- ・「緑化事業における植栽基盤整備マニュアル」（平成12年1月、(社)日本造園学会緑化環境工学研究委員会 日本造園学会誌 ランドスケープ研究63(3)）
- ・「川崎市緑の基本計画」（平成30年3月改定、川崎市）
- ・「第2期 川崎市緑の実施計画」（令和4（2022）年3月、川崎市）
- ・「植栽基盤整備技術マニュアル」（平成21年4月、財団法人日本緑化センター）
- ・「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）（改訂版）」（平成22年3月、(社)日本CATV技術協会）
- ・「全国デジタルテレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修・株式会社NHKアイテック編）
- ・「衛星放送の現状〔令和5年度版〕」（令和5年4月、総務省）
- ・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」（令和5年3月、(一社)日本CATV技術協会）

- ・「建築物荷重指針・同解説」（日本建築学会）
- ・「日最大瞬間風速の超過確率に基づく風環境評価に用いるガストファクターの提案」（義江龍一郎他、平成26年4月、日本風工学会論文集第39巻第2号）
- ・「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究－市街地低層部における風の性状と風環境評価に関する研究-Ⅲ－」（村上周三他、昭和58年3月、日本建築学会論文報告集325号）
- ・「川崎港 東扇島～水江町地区臨港道路」（国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページ令和5年11月閲覧）
- ・「平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引－」（平成30年11月、一般社団法人交通工学研究会）
- ・「川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業に係る条例環境影響評価書」（平成26年11月、国土交通省関東地方整備局）
- ・「建築空間の緑化手法」（昭和60年10月、興水肇）
- ・「森林土壌の調べ方とその性質（改訂版）」（平成5年10月、森林土壌研究会編）
- ・「土壌調査ハンドブック 改訂版」（平成9年8月、日本ペドロロジー学会編）

修正箇所一覧

修正箇所一覧

条例評価書修正箇所		修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
第1章	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (6) 緑化計画	審査結果を踏まえて、自主管理緑地の整備方針を記載しました。	①緑化計画 【条例準備書 p. 16】	①緑化計画 11 行目 <u>また、自主管理緑地の群植範囲の一部にマウンド（土塁）を形成する方針である。</u> 【条例評価書 p. 16】
		審査結果を踏まえて、自主管理緑地の緑化計画を追加しました。	図 1-5 緑化計画図 【条例準備書 p. 17】	図 1-5 緑化計画図 【条例評価書 p. 17】
		審査結果を踏まえて、樹種を追加、変更しました。	②植栽予定樹種 11 行目 キョウチクトウやツバキ等の花や実の生る中木（常緑樹）を植栽し、周囲の目を楽しませる植栽計画とする。 表 1-5 主な植栽予定樹種 大景木 常緑 <u>アカシア</u> 高木 常緑 <u>アカシア</u> 【条例準備書 p. 18】	②植栽予定樹種 4～6 行目 <u>また、ムクノキ、サクラ類等の鳥が好む実のなる高木や、キョウチクトウやツバキ等の花や実の生る中木（常緑樹）を植栽し、動物の生息環境としての機能向上とともに、周囲の目を楽しませる植栽計画とする。</u> 表 1-5 (1) 主な植栽予定樹種（自主管理緑地以外） 大景木 常緑 <u>フサアカシア</u> 高木 常緑 <u>フサアカシア</u> <u>落葉樹 ムクノキ、サクラ類</u> 【条例評価書 p. 18】
		審査結果を踏まえて、自主管理緑地の植栽予定樹種を追加しました。	②植栽予定樹種 【条例準備書 p. 18】	②植栽予定樹種 10～14 行目 <u>自主管理緑地については、群植範囲（約 595m²）に高木、中木、低木を植栽する計画であり、植栽予定樹種は、表 1-5 (2) に示す環境適合性の高い種その他、東扇島緑道との調和を考慮して選定する方針である。北側の東扇島緑道との境界部の法面部（約 1,670m²）は、低木・地被類により緑化する計画である。</u> 表 1-5 (2) 主な植栽予定樹種（自主管理緑地） 【条例評価書 p. 18】
		審査結果を踏まえて、草刈・除草の回数を見直しました。	表 1-6 維持管理計画 草刈・除草 <u>1 回</u> 【条例準備書 p. 19】	表 1-6 維持管理計画 草刈・除草 <u>2 回</u> 【条例評価書 p. 19】

条例評価書修正箇所		修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
	(7) 交通計画	審査結果を踏まえて、通勤車両台数を追加しました。	表 1-7 施設関連車両台数（片道） <u>通勤車両台数</u> 【条例準備書 p. 20】	表 1-7 施設関連車両台数（片道） <u>通勤車両台数（440 台/日）</u> 【条例評価書 p. 20】
第4章	6 緑 6.1 緑の質 (1) 現地調査 ④ 調査結果	緑化計画の修正を反映しました。	エ 植栽予定樹種 4 行目 キョウチクトウやツバキ等の花や実の生る中木（常緑樹）を植栽し、周囲の目を楽しませる植栽計画とする。 表 4.6.1-15 主な植栽予定樹種 大景木 常緑 <u>アカシア</u> 高木 常緑 <u>アカシア</u> 【条例準備書 p. 269】	エ 植栽予定樹種 4～6 行目 <u>また、ムクノキ、サクラ類等の鳥が好む実のなる高木や、キョウチクトウやツバキ等の花や実の生る中木（常緑樹）を植栽し、動物の生息環境としての機能向上とともに、周囲の目を楽しませる植栽計画とする。</u> 表 4.6.1-15(1) 主な植栽予定樹種（自主管理緑地以外） 大景木 常緑 <u>フサアカシア</u> 高木 常緑 <u>フサアカシア</u> <u>落葉樹 ムクノキ、サクラ類</u> 【条例評価書 p. 269】
		緑化計画の修正を反映しました。	エ 植栽予定樹種 【条例準備書 p. 269】	エ 植栽予定樹種 10～14 行目 <u>自主管理緑地については、群植範囲（約 595m²）に高木、中木、低木を植栽する計画であり、植栽予定樹種は、表 1-5(2)に示す環境適合性の高い種の他、東扇島緑道との調和を考慮して選定する方針である。北側の東扇島緑道との境界部の法面部（約 1,670m²）は、低木・地被類により緑化する計画である。</u> 表 4.6.1-15(2) 主な植栽予定樹種（自主管理緑地） 【条例評価書 p. 269】
	(3) 予測及び評価 ① 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量 ア 予測 （エ）予測条件	緑化計画の修正を反映しました。	b 植栽基盤土壌の整備方針 【条例準備書 p. 275】	b 植栽基盤土壌の整備方針 12～13 行目 <u>自主管理緑地の群植範囲の一部については、土壌厚の確保等を目的としてマウンド（土塁）を形成する方針である。</u> 【条例評価書 p. 275】

条例評価書修正箇所	修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
(オ) 予測結果	緑化計画の修正を反映し、追加した樹種の環境適合性の予測結果を追加しました。	a 植栽予定樹種の環境適合性 3～7 行目 樹木活力度調査結果によると、主な植栽予定樹種のうち <u>5 種</u> が A（良好、正常なもの）、<u>9 種</u> が B（普通、正常に近いもの）に該当する。 既存資料調査によると、主な植栽予定樹種のうち「川崎市緑化指針」に示す樹種特性では、<u>10 種</u> が耐潮性のある種、<u>6 種</u> が耐風性のある種、<u>6 種</u> が耐陰性のある種、<u>2 種</u> が耐乾性のある種となっている。また、<u>7 種</u> が潜在自然植生の構成種に該当する。 表 4.6.1-21 主な植栽予定樹種の環境適合性 <u>アカシア</u> 【条例準備書 p. 276～277】	a 植栽予定樹種の環境適合性 3～7 行目 樹木活力度調査結果によると、主な植栽予定樹種のうち <u>6 種</u> が A（良好、正常なもの）、<u>9 種</u> が B（普通、正常に近いもの）に該当する。 既存資料調査によると、主な植栽予定樹種のうち「川崎市緑化指針」に示す樹種特性では、<u>11 種</u> が耐潮性のある種、<u>6 種</u> が耐風性のある種、<u>7 種</u> が耐陰性のある種、<u>3 種</u> が耐乾性のある種となっている。また、<u>8 種</u> が潜在自然植生の構成種に該当する 表 4.6.1-21 主な植栽予定樹種の環境適合性 <u>フサアカシア</u> <u>ムクノギ、サクラ類を追加</u> 【条例評価書 p. 276～277】
	緑化計画の修正を反映し、追加した自主管理緑地の必要土壌量の予測結果を追加しました。	c 植栽基盤の必要土壌量 3 行目 <u>約 1,450m³</u>であると予測する。 表 4.6.1-22 植栽基盤の必要土壌量 【条例準備書 p. 279】	c 植栽基盤の必要土壌量 3 行目 <u>約 1,825m³</u>であると予測する。 表 4.6.1-22 植栽基盤の必要土壌量 （自主管理緑地の必要土壌量を追加） 【条例評価書 p. 279】
イ 環境保全のための措置	緑化計画の修正を反映しました。	イ 環境保全のための措置 【条例準備書 p. 280】	イ 環境保全のための措置 ・<u>～自主管理緑地の群植範囲の一部については、土壌圧の確保等を目的としてマウンド（土塁）を形成する。</u> ・<u>動物の生息環境としての機能向上を図るため、鳥が好む実のなる木といった観点からも植栽樹種を検討する。</u> 【条例評価書 p. 280】

条例評価書修正箇所		修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
	ウ 評価	予測結果の見直しを反映しました。	ウ 評価 7 行目 客土の必要土壌量は、 <u>約 1,450 m³</u> と予測する。 【条例評価書 p. 280】	ウ 評価 7～9 行目 <u>自主管理緑地の群植範囲の一部については、土壌厚の確保等を目的としてマウンド（土塁）を形成する方針である。客土の必要土壌量は、約 1,825m³と予測する。</u> 【条例評価書 p. 280】
	6.2 緑の量 (3) 予測及び評価 ア 予測 （ウ）予測結果	緑化計画の修正を反映し、追加した自主管理緑地の群植範囲本数の植栽本数の計画について追記しました。	b 全体の緑の構成 【条例準備書 p. 289】	b 全体の緑の構成 5～6 行目 なお、自主管理緑地については植栽本数の基準はないが、 <u>群植範囲（約 595m²）について「川崎市緑化指針」に準拠した植栽本数^{注）}を計画した。</u> <u>注）自主管理緑地の群植範囲の面積約 595m²に対し、「川崎市緑化指針」に準拠した植栽本数は、高木 595×0.08≒48 本、中木 595×0.16≒96 本、低木 595×0.48≒286 本と算定される。自主管理緑地の植栽本数は、高木 48 本、中木 96 本、低木 386 本の計画である。なお、低木については、群植範囲以外にも植栽を計画している。</u> 【条例評価書 p. 289】
	8 構造物等の影響 8.3 風害 (3) 予測及び評価 ア 予測 （エ）予測条件	審査結果を踏まえて、解析条件の説明を追加しました。	c 解析条件および計算格子 表 4.8.3-2 解析条件 【条例準備書 p. 343】	c 解析条件および計算格子 表 4.8.3-2 解析条件 解析時間 <u>助走計算 300sec(3000step) + 統計計算 600sec(6000step)</u> <u>注1) 解析領域を約2500万要素のメッシュ分割としたことから、定常型RANSでは収束解を得ることが難しいため、非定常型RANSを採用した。</u> <u>注 2) 実時間 5 分間相当の助走計算の後、10 分間相当の統計計算で得られた平均値を用いた。</u> 【条例評価書 p. 343】

条例評価書修正箇所	修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
	(オ) 予測結果	a 日最大瞬間風速の超過頻度等の状況、それらの変化する地域の範囲及び変化の程度 (a) 風環境評価 2 行目、4 行目 建設前の風環境はランク外の範囲が<u>多いが</u>、計画地内及び計画地周辺の既存建築物の近傍において、一部ランク 1～ランク 3 の範囲がみられると予測する。 建設後の風環境は、建設前と同様にランク外の範囲が<u>多いが</u>、計画建築物の近傍において計画地周辺の既存建築物の近傍と同様にランク 1～ランク 3 の範囲がみられると予測する。 (b) 主風向における風向風速比の変化の程度 3 行目、5 行目 建設前の風速比は概ね 1.0 以下であり、一部に 1.1～1.4 のエリアが確認される。建設後の風速比も<u>概ね同様であるが</u>、計画建築物の影響により、計画地の近傍に 1.1～1.3 のエリアが増加すると予測する。計画地から離れた地点の風速比に大きな変化はない。 【条例準備書 p. 348】	a 日最大瞬間風速の超過頻度等の状況、それらの変化する地域の範囲及び変化の程度 (a) 風環境評価 2 行目、4 行目、7～12 行目 建設前の風環境はランク外の範囲が<u>多く</u>、計画地内及び計画地周辺の既存建築物の近傍において、一部ランク 1～ランク 3 の範囲がみられると予測する。 建設後の風環境は、建設前と同様にランク外の範囲が<u>多く</u>、計画建築物の近傍において計画地周辺の既存建築物の近傍と同様にランク 1～ランク 3 の範囲がみられると予測する。 <u>なお、建設前、建設後ともに、ランク外の範囲が多く、風環境ランクに大きな変化が見られないのは、計画地及び周辺が臨海部に位置し、解析範囲の外縁が海または広場等に接する障害物が少ない地域であることを反映しており、地域特性によるものと考えられる。また、本地域は、臨海部という地域特性を踏まえた土地利用が行われており、本地域の風環境は、建設前、建設後とも、生活環境の保全に支障を及ぼすものではないと考えられる。</u> (b) 主風向における風向風速比の変化の程度 3～5 行目、8～9 行目 <u>主風向における建設前の風速比は概ね 1.0 以下であり、一部に 1.1～1.4 のエリアが確認される。建設後の風速比は、建設前と同様に、概ね 1.0 以下で、一部に 1.1～1.4 のエリアが確認される。建設後は計画建築物の影響により、計画地の近傍に 1.1～1.3 のエリアが増加するが、全体として、建設前と大きくかわらない。</u>また、計画地から離れた地点の風速比に大きな変化はない。 <u>なお、全風向の風向風速比分布図は、資料編 p. 115～130 に示すとおりであり、主風向以外の風速比の変化の傾向は、主風向における変化の傾向と概ね同様である。</u> 【条例評価書 p. 348】

条例評価書修正箇所	修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
ウ 評価	予測の見直しを評価に反映しました。	ウ 評価 <u>計画地及びその周辺の大部分は、建設前、建設後ともにランク外であると予測する。</u> また、主風向である北風、北北西風、南風、南南西風における風速比は、<u>建設前後とも概ね 1.0 以下で、一部に 1.1～1.4 のエリアが確認される。</u>建設後は計画建築物の影響により、計画地の近傍に 1.1～1.3 のエリアが増加すると予測する。 <u>このため、本事業では、計画内に防風効果が期待される大景木（常緑樹）や高木（常緑樹）を配置した緑化地を設ける等の環境保全のための措置を講じる。</u> したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。 【条例準備書 p. 354】	ウ 評価 <u>建設後の風環境は、建設前と同様に大部分がランク外であり、計画建築物の近傍においてランク 1～ランク 3 の範囲がみられると予測する。</u>建設前、建設後ともに、<u>ランク外の範囲が多く、風環境ランクに大きな変化が見られないのは、計画地及び周辺が臨海部に位置し、解析範囲の外縁が海または広場等に接する障害物が少ない地域であることを反映しており、地域特性によるものと考えられる。</u> また、主風向である北風、北北西風、南風、南南西風における<u>建設後の風速比は、建設前と同様に、概ね 1.0 以下で、一部に 1.1～1.4 のエリアが確認される。</u>建設後は計画建築物の影響により、計画地の近傍に 1.1～1.3 のエリアが増加するが、<u>全体として、建設前と大きく変わらない。主風向以外の風速比の変化の傾向も、主風向における変化の傾向と概ね同様である。</u> したがって、建設後の風環境は建設前と概ね同様であり、<u>本地域は、臨海部という地域特性を踏まえた土地利用が行われている地域であることから、建設後の風環境は、計画地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼすものではないと評価する。</u> 【条例評価書 p. 354】
9 地域交通 9.1 交通安全、交通混雑 (3) 予測及び評価 ① 工事用車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響 イ 環境保全のための措置	審査結果を踏まえて、走行ルートを選定に関連する環境保全のための措置を追加しました。	イ 環境保全のための措置 【条例準備書 p. 381】	イ 環境保全のための措置 <u>・交通混雑の状況は時間帯や周囲の状況によって変化することから、走行経路の選択の判断資料として、交差点の滞留長・渋滞長の調査結果を施工業者と共有する。また、リアルタイムの交通情報提供アプリの活用を提案する。</u> 【条例評価書 p. 381】

条例評価書修正箇所		修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
	②施設関連車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響 イ環境保全のための措置	審査結果を踏まえて、走行ルートを選定に関連する環境保全のための措置を追加しました。	イ 環境保全のための措置 【条例準備書 p. 388】	イ 環境保全のための措置 ・ <u>交通混雑の状況は時間帯や周囲の状況によって変化する</u> ことから、 <u>走行経路の選択の判断資料として、交差点の滞留長・渋滞長の調査結果をテナントと共有する。</u> また、 <u>リアルタイムの交通情報提供アプリの活用を提案する。</u> 【条例評価書 p. 388】
第5章		第4章の修正を反映しました。	表 5-1(5)環境保全のための措置 緑 緑の質 表 5-1(7)環境保全のための措置 地域交通 交通安全、交通混雑 【条例準備書 p. 393、395】	表 5-1(5)環境保全のための措置 緑 緑の質 表 5-1(7)環境保全のための措置 地域交通 交通安全、交通混雑 【条例評価書 p. 393、395】
第7章		第4章の修正を反映しました。	表 7-1(6)環境影響評価の結果 緑 緑の質 表 7-1(8)環境影響評価の結果 構造物の影響 風害 【条例準備書 p. 406、408】	表 7-1(6)環境影響評価の結果 緑 緑の質 表 7-1(8)環境影響評価の結果 構造物の影響 風害 【条例評価書 p. 406、408】
第8章	3 事後調査の内容 (2) 供用時 ① 緑の質	審査結果を踏まえ、調査項目と調査方法に追加しました。	表 8-4 緑の質に係る事後調査の内容（供用時） 調査項目 植栽した樹木の活力度と緑の構成、樹木の維持管理状況 調査方法 3～4 行目 緑の構成は、関係資料（竣工図等）の整理を行う。 【条例準備書 p. 412】	表 8-4 緑の質に係る事後調査の内容（供用時） 調査項目 植栽した樹木の活力度と緑の構成、樹木の維持管理状況、 <u>自主管理緑地でのマウンド（土塁）の形成の状況</u> 調査方法 3～4 行目 緑の構成は、関係資料（竣工図等）により、 <u>特定外来生物種の回避の観点、動物の生息環境としての観点、環境適合性の観点から整理するとともに、現地調査により生育状況を確認する。</u> 7～8 行目 <u>自主管理緑地でのマウンド（土塁）形成の状況は、関係資料（竣工図等）及び写真撮影等により把握する。</u> 【条例準備書 p. 412】

条例評価書修正箇所	修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
②地域交通	審査結果を踏まえ、調査項目と調査方法に追加しました。	表 8-5 地域交通に係る事後調査の内容（供用時） 調査項目 - 施設関連車両台数、高速湾岸線の利用状況 調査方法 - 施設関連車両台数、自動車交通量の調査は、数取器（ハンドカウンター）を用いた調査またはビデオカメラによる撮影調査により、方向別、車種別、時間帯別に車両台数を把握する。また、高速湾岸線の利用状況は、テナントに聞き取り調査等を行う。 【条例準備書 p. 413】	表 8-5 地域交通に係る事後調査の内容（供用時） 調査項目 - 施設関連車両台数、<u>通勤車両台数、海運輸送の利用状況、高速湾岸線の利用状況</u> <u>通勤者数及び通勤手段（通勤車両、送迎バス、公共交通機関）</u> 調査方法 - 施設関連車両台数、<u>通勤車両台数、自動車交通量の調査は、数取器（ハンドカウンター）を用いた調査またはビデオカメラによる撮影調査により、方向別、車種別、時間帯別に車両台数を把握する。</u> <u>海運輸送の利用状況、高速湾岸線の利用状況、通勤者数及び通勤手段（通勤車両、送迎バス、公共交通機関）は、テナントに聞き取り調査等を行う。</u> <u>交通量等の事後調査結果をもとに、予測を行った3交差点（Ⅰ～Ⅲ）の交差点需要率及び交通混雑度を把握する。また、その結果が予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、その対策として、事後調査で把握した交通量をもとに、影響の低減を図る走行経路を検討し、推奨ルートとして、テナントに周知する。</u> 【条例評価書 p. 413】
4 事後調査報告書の提出時期	審査結果を踏まえ、提出時期に関する注を追加しました。	【条例準備書 p. 414】	注）ただし、事後調査の結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずるものとする。 【条例評価書 p. 414】

条例評価書修正箇所		修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
資料編 第1章	5 構造物等の影響 5.2 風害	審査結果を踏まえ、全風向の風向風速比分布図を掲載しました。	—	【条例評価書 資料編 p.115～130】
	6 地域交通 6.3 走行経路の代替案の検討	審査結果を踏まえ、交通混雑度が1.0に近い交差点Ⅲについて、工事中及び供用時の走行経路の代替案を設定し、予測を行いました。	—	【条例評価書 資料編 p.365～380】

